

将来都市像

健康で明るい緑の文化都市

基本理念

多様な縁で創る「役立ち感」に満ちた市民社会をめざす

まちづくり戦略

- 健康寿命を延ばす
- 子育て世代の移住・定住(世代循環)を促す
- ラーバンエリアの良さを生かす
- より確かな市民参画・協働を推進する

安心していきいきと 暮らせるまち

市民とともに歩む ひらかれたまち

自然と調和した安全で うるおいのあるまち

まちづくり基本目標

地域資源を生かした 活力あふれるまち

豊かな心を育み 人が輝くまち

快適で利便性の高い 魅力あるまち

Contents 目次

第1章 安心していきいきと暮らせるまち ―――	31
笠っき 自然し調和した空冷でふるといのよるまと	67

第3音	豊かな心を育る	な人が繙くまち	00
労り早	食りがよれば 目の	アハルル スまり	99

```
第4章 快適で利便性の高い魅力あるまち
```

第5章 地域資源を生かした活力あふれるまち --157

第6章 市民とともに歩む ひらかれたまち --179

基本計画各論の見方

章名 基本構想で示した6つ の基本目標ごとに章立 てしたものです。 基本施策名 第1章 安心していきいきと暮らせるまち

現状と課題

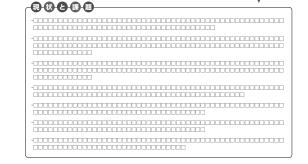
この基本施策に関する社会 の動きや今後の課題をまと めたものです。

施策の体系

この基本施策で取り組む内容を単位施 策、個別施策として体系化しています。

基本構想で示した施策の大綱を 構成する最も基本的な施策です。





施策がめざす将来の姿

•-----

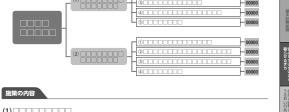
現状と目標値

000 第 4次 岩倉市総合計画 基本計画改訂版

基本成果指標	現	現状値		目標値	
整	2010年度(平成22年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	
	00.0 %	00.0 %	00.0 %	00.0 %	
		^			

施策コード

施策の進捗管理等のために、 すべての個別施策にコード 番号を設定しています。



(1) **1**

2 30000000000000

\$____

【主要事業】

♦0000000000000000

施策がめざす将来の姿

この基本施策がめざす将来 の市の姿を表しています。

この基本計画を推進するために、計画期間内に取り組 む主な事業を掲載しています(詳細は資料編を参照)。

現状と目標値(基本成果指標)

この基本施策の成果を計るための指標です。基準となる策定 時の現状値と中間見直し時の現状値、策定時の計画の中間年 度と最終年度の目標値を設定しています。

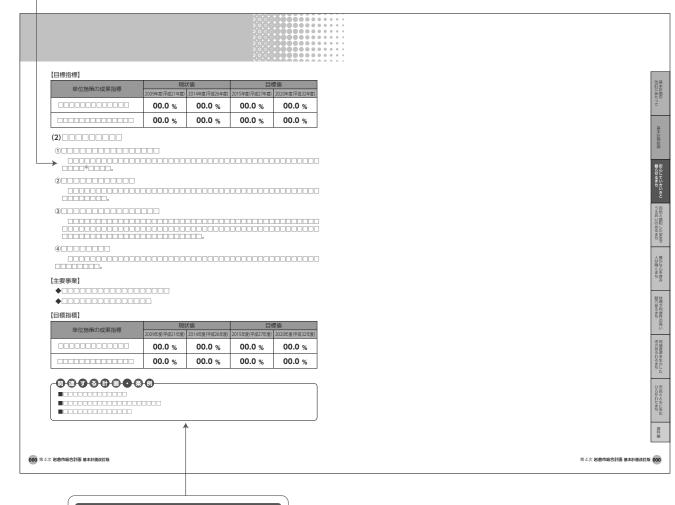
施策の内容

「施策がめざす将来の姿」を実現するために、どのよう な目的で、何をするのかを具体的に記述しています。

第 4次 岩倉市総合計画 基本計画改訂版 000

用語解説

※印は、用語解説を巻 末に掲載しています。



関連する計画・条例

この基本施策に関連する市の個別計画 や条例などを示したものです。



1 1 2	
第1節 健康	^->
1 母子の健康づくり	32
2 成人の健康づくり	36
3 医療・感染症予防 ――――	40
第2節 市民福祉	
1 高齢者福祉・介護保険――――	43
2 子育て・子育ち支援 ――――	48
3 障害者(児)福祉 —————	53
4 地域福祉 ————————————————————————————————————	57
第3節 社会保障	
1 福祉医療	61
2 低所得者の生活支援 ――――	63

3 公的医療保険・年金-

30 第4次 岩倉市総合計画 基本計画改訂版

-65

第1節 健康

母子の健康づくり

現 状 と 課 題

- ・母子の健康づくりは、疾病予防をはじめ、妊娠、出産、育児等に関する正しい知識の普及、健康診査や保健指導を行う もので、人の生涯を通じた健康づくりの出発点・基礎として重要です。
- ・妊婦健康診査・乳児健康診査は、母体や胎児及び乳児のこころや身体の健康確保を図る上で非常に重要であることか ら、本市では、妊婦健康診査の検査項目の拡充や健康診査の公費負担の拡大を図り、受診しやすい環境づくりを行っ てきました。
- ・また、乳幼児の疾病や障害の早期発見・早期対応、虐待の未然防止・早期発見・早期対応のためには、乳幼児健康診査 は重要な役割を担っています。本市では、これまでも未受診児や乳幼児健康診査の経過観察児*等に対する訪問相 談・指導に取り組んできましたが、今後もさらなるフォロー体制の充実が求められています。
- ・現在、子どもを生み育てたいという希望を持ちながら不妊に悩む夫婦が増加傾向にあるといわれています。しかし、 不妊治療には経済的な負担が大きいことから、その負担軽減が求められています。
- ・少子化の進行、核家族化、育児の孤立化、虐待等、母子を取り巻く社会環境の変化により、子育てに対する不安や悩みを抱 え込むなど、子育てに負担を感じる人が増えています。妊娠・出産・子育て期を通して、切れ目ない支援ができるよう関 係機関との連携を強化するとともに、地域社会全体で妊婦や子育てを見守る環境を整備していく必要があります。
- ・これまで本市で行ってきた母親の仲間づくりや家庭訪問による相談・指導などの取組に加えて、性別に関わらず妊娠 や子育てに関する知識を十分に普及させるとともに、父親の子育てへの参加促進を図ることが求められています。
- ・こころの問題や成長発達、基礎体力に関する問題を抱える子どもが増えており、子どもの自尊感情*の向上、食育*な ど心身の健康づくりに対する親への教育が必要となっています。

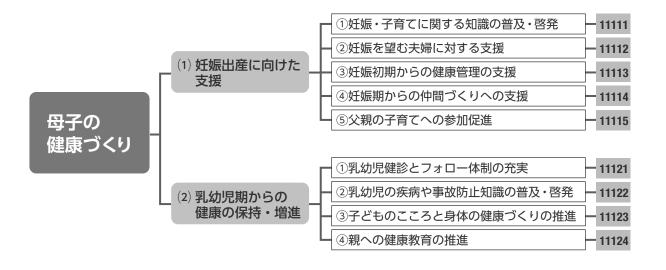
施策がめざす将来の姿

- ●子どもが健やかに生まれ、心身ともに健康で安全に育つ環境が整っています。
- ●妊娠、出産、子育てに関する理解が広がり、地域社会全体で妊婦・子育てを見守り支える環境が 整っています。
- ●関係機関や専門職との連携が図られ、虐待防止などのための体制が整っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
坐平)及未担保	2010年度(平成22年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
母子保健サービスに 満足している市民の割合	67.6 %	76.2 %	75.0 %	85.0 %

施策の体系



施策の内容

(1)妊娠出産に向けた支援

①妊娠・子育てに関する知識の普及・啓発

若い頃からの妊娠・子育てへの心構えを育むため、小中学校との連携や成人式などの機会を活用して、喫 煙や飲酒が妊娠に及ぼす影響や妊娠初期の対応、親としての役割などについて普及・啓発に努めます。

②妊娠を望む夫婦に対する支援

子どもを生み育てたいという希望を持ちながら子どもができない夫婦の不妊治療の経済的負担を軽減 するため、一般不妊治療費の助成を継続します。

③妊娠初期からの健康管理の支援

妊婦が安心して妊娠期を過ごし出産を迎えられるよう、母子健康手帳交付時に、かかりつけ医*による定 期的な妊婦健康診査の必要性の指導や、妊娠や子育てに関する知識の情報提供、妊婦の心身面の状況把握 や相談支援を行います。

④ 妊娠期からの仲間づくりへの支援

妊婦の不安解消や出産後の育児における孤立防止のために、母親教室等を通して妊婦同士の情報交換や 交流の場を設けるなど、仲間づくりを支援します。

⑤父親の子育てへの参加促進

父親の妊娠への理解と子育てへの参加促進のため、パパママセミナーや子育てに関する講座の開催と内 容の充実を図ります。

【主要事業】

- ◆妊婦・乳児健康診査
- ◆一般不妊治療費助成事業

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半世紀束の人人木相信	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
妊婦健康診査受診率	99.8 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %
子育てにストレスを感じている市民の割合	29.5 % (H22)	39.5 %	28.5 %	27.5 %

(2)乳幼児期からの健康の保持・増進

①乳幼児健診とフォロー体制の充実

乳幼児の疾病や虫歯、障害や虐待の早期発見・早期対応のため、乳幼児健康診査や歯科健康診査を実施するとともに、母親の育児不安の軽減及び虐待の未然防止などのために、健診時における相談支援の充実を図ります。また、未受診児や経過観察児とその親を対象として、関係機関と連携しながら個別相談を行うなど、フォロー体制の充実を図ります。

②乳幼児の疾病や事故防止知識の普及・啓発

子どもが健やかに安全に育つように、家庭訪問や健診時等に乳幼児のかかりやすい疾病やその予防・予防接種に関する情報提供を行うとともに、「こどもの救命講習会*」を開催し、家庭での事故防止と事故時の対応の普及・啓発に努めます。

③子どものこころと身体の健康づくりの推進

子どもの自尊感情と基礎体力の向上、健やかな成長発達のために、関係機関と連携し、幼少期からの親の関わり方とその重要性について啓発に努めます。また、学校や保健推進員、食生活改善推進員等と連携して、食育を通した子どもの健全な身体づくりを支援していきます。

④親への健康教育の推進

将来的な疾病の予防に向けて幼少期から健康的な食生活や口腔内の衛生管理などの日常生活習慣を確立するため、親への健康教育を推進します。また、母親自身の健康づくりのための各種健診の受診勧奨と生活習慣病*の予防に対する意識の向上に努めます。

【主要事業】

- ◆乳幼児健康診査、乳幼児健康相談
- ◆幼児の歯科健康診査、フッ化物塗布*

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半世肥泉り及未相悰	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
乳幼児健康診査受診率	93.5 %	97.8 %	97.0 %	100.0 %
3歳で虫歯がある子どもの割合	15.0 %	8.8 %	13.0 %	10.0 %

関連する計画・条例

- ■健康いわくら 21 (第 2 次) (平成 25 年度~平成 34 年度)
- ■岩倉市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度~平成 31 年度)
- ■第2期岩倉市食育推進計画(平成27年度~平成31年度)





第1節 **健康**

2成人の健康づくり

現-状-と-課-題

- ・長寿命化が進む一方で、生活習慣病*やその予備群が増加しています。また、複雑化する社会の下で、ストレスからこ ころの病気にかかる人が増加しています。このため、生活習慣病予防をはじめとした心身の健康づくりに対する市 民意識の向上と主体的な取組が重要になってきました。
- ・本市では、2004年(平成16年)3月に健康づくりの行動指針となる「健康いわくら21」を策定し、市民一人ひとりが 健康を増進し、疾病を予防するための健康づくり事業を推進してきました。
- ・2014年(平成26年)3月に生活習慣関連アンケートや市民ワークショップの開催など市民参加のもと、第2次計画 「健康いわくら 21」を策定しました。この計画では、生涯を通じた健康づくりの推進、疾病の発症予防と重病化の予 防、健康につながる生活習慣づくり、社会で支える健康づくりを基本方針とし、取組を推進していきます。
- ・成人の健康づくりを推進するため、健康手帳の交付、健康教育、健康相談、健康診査などの保健事業を実施しています。
- ・がん検診については、定員枠拡大などの充実を図ってきましたが、今後も、がん検診の必要性の周知や受診勧奨、検診 体制等の見直しなどに取り組む必要があります。
- ・基本健康診査は、2008年度(平成20年度)から各医療保険者が実施する特定健康診査*に替わりました。このため、 本市では健康診査として、40歳以上の医療保険未加入者及び、20~39歳の人にも対象を拡大して実施しています。 今後も、若い頃からの生活習慣病予防の啓発と健康管理への取組を推進することが重要です。
- ・生涯を通じて豊かな食生活を過ごすためには、高齢になっても口腔機能や歯の健康を保つことが大切です。 65 歳節目 歯科健康診査や糖尿病予防歯科健康診査の実施、成人歯科健康診査の定員拡大、口臭測定の実施により、歯周病の予 防・早期発見・早期治療につなげるとともに、8020*を目標とした歯の健康維持の啓発が必要です。
- ・今後、急速に高齢化が進む中で、高齢者を含めた成人の健康づくりをさらに推進していくためには、関係部署との連 携を強化していく必要があります。

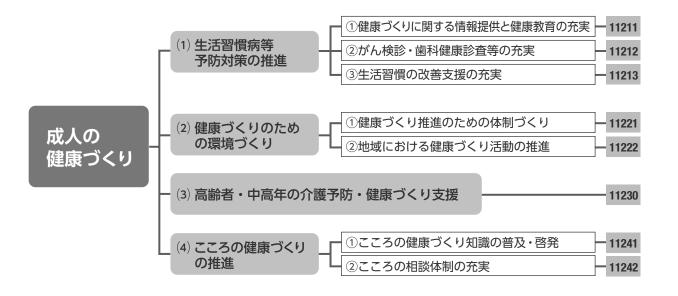
施策がめざす将来の姿

- ●生涯を通して、市民が自ら健康づくりに取り組む環境が整っています。
- ●心身ともに健康的な市民が増え、健康寿命※が延びています。

現状と目標値

基本成果指標	現物	犬値	目標	票値
至中以未担保 	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
定期的に健康診査を受けている 市民の割合	36.9 %	44.0 %	40.0 %	50.0 %
生活習慣病予防・健康相談等の 健康管理や健康づくりのための 支援に満足している市民の割合	82.2 %	82.4 %	84.0 %	86.0 %

施策の体系



施策の内容

(1)生活習慣病等予防対策の推進

①健康づくりに関する情報提供と健康教育の充実

市民の健康や健康づくりに対する意識を高めるため、広報紙、ホームページや地区ごとに開催する健康 教室などにおいて、生活習慣病に関する知識や健康づくりに関する情報提供と内容の充実に努めます。特 に若い世代への生活習慣病予防の啓発と健康診査の重要性の周知に努めます。

②がん検診・歯科健康診査等の充実

がん等生活習慣病の予防・早期発見のために、がん検診の定員枠の拡大、医療機関での個別検診の実施や 若い世代を対象とした健診事業の充実に努めます。また、歯周病は糖尿病と関連があることから、歯周病 の早期発見・早期治療のために、糖尿病予備群に対して歯科健康診査の受診勧奨を推進します。

③生活習慣の改善支援の充実

生活習慣病やその予備群の人たちが悪化及び増加しないように、食生活や運動習慣などの日常生活の改 善と自己管理に取り組むための個別相談等の充実を図ります。また、妊婦や乳幼児健康診査等の機会をと らえ、若い世代からの歯周病予防などの啓発・推進を図ります。

【主要事業】

- ◆がん検診
- ◆歯科健康診査

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半世紀水の水木相保	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
国民健康保険加入者の 各種がん検診受診率(平均)	24.4 %	27.0 %	35.0 %	50.0 %
生活習慣病予防教室参加者数	439人	721 人	480 人	750 人

(2)健康づくりのための環境づくり

①健康づくり推進のための体制づくり

市民の主体的な健康づくり支援を効果的、かつ、きめ細やかに進めるために関係部署の連携体制をさら に強化し地域で支える健康づくりの普及啓発を推進します。

②地域における健康づくり活動の推進

市民の健康づくりや健康的な食生活への取組を推進するため、保健推進員や食生活改善推進員とともに活 動の企画・事業運営を行うなど、身近な地域における健康づくり活動を支援します。また、老人クラブや民生 委員・児童委員等との連携を図り、各地域の状況を把握した上で、地域に応じた健康づくり事業を推進します。

【主要事業】

- ◆保健推進員活動支援事業
- ◆食生活改善推進員活動支援事業
- ◆ポールウォーキング推進事業
- ◆いわくら健康マイレージ事業

【曰標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
中世紀成り八次末相信 	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
保健推進員や食生活改善推進員 の活動への参加者数	11,553人	10,832人	12,000 人	12,000人

(3) 高齢者・中高年の介護予防・健康づくり支援

いつまでも要介護状態*にならないようにするため、早期からの介護予防の意識啓発と介護予防教室の開 催、ウォーキング事業の充実など、総合的な高齢者・中高年の健康づくりを推進します。また、65歳節目歯科 健康診査時には、歯周病予防とともに介護予防のための支援を推進します。

【主要事業】

- ◆いきいきウォーキング
- ◆健康指導教室
- ◆65歳節目歯科健康診査

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標	票值
字 位	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
60歳以上で1日30分以上歩く人の割合 (市民アンケート)	_	33.4 %		40.0 %
治療目的以外に定期的に歯科の 健康診査を受けている市民の割合	31.5 % (H22)	38.1 %	33.0 %	34.5 %
介護予防教室参加者数	212人	393 人	445 人	510 人

(4) こころの健康づくりの推進

①こころの健康づくり知識の普及・啓発

こころの健康を保つことができるよう、また、こころに問題を抱える人への理解が深まるよう、ストレス への対処法や休養の必要性など、こころの健康に関する知識の普及・啓発を推進します。

②こころの相談体制の充実

過度のストレスや悩みを抱える人たちを支援するため、保健所や医療機関等の関係機関と連携を図り、相談 体制の充実と相談内容に応じた適切な対応に努めます。

【主要事業】

- ◆こころの健康教室
- ◆こころの健康相談

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半位旭泉の成末相保	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
ストレスを解消する方法を 持っている人の割合	57.3 %	61.9 %	60.0 %	70.0 %
こころの健康教室参加者数	148人	212 人	165 人	180 人

関連する計画・条例

- ■健康いわくら 21 (第 2 次) (平成 25 年度~平成 34 年度)
- ■第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(平成27年度~平成29年度)

第1節 **健康**

3 医療・感染症予防



- ・市民が健康で安心して暮らしていく上で、医療サービスの充実や適切な医療の確保は不可欠です。市内には、2015 年(平成 27年) 4月現在 52 か所の医療施設(病院 1、医科診療所 24、歯科診療所 26、休日急病診療所 1)が整ってお り、近年、新たな診療所も開設され、診療科目も充実してきました。
- ・救急医療体制として、休日急病診療所のほか、近隣市町の3病院を第2次救急医療機関*に指定し、休日・夜間救急医 療体制の充実を図ってきました。小児救急医療においても、尾北医師会及び岩倉市医師会の小児科医の連携により、 小児科専門医による小児救急外来が設置されています。
- ・2013 年度 (平成 25 年度) から市内歯科医療機関での在宅当番医制による年末年始の休日歯科診療を開始しました。
- ・今後も、市民がより健康に安心して暮らすために、広域での医療体制の確保と医療情報の十分な提供が必要です。
- ・感染症予防対策として、予防接種は、感染症の流行を防ぎ、社会全体また個人の健康を維持・管理していく上で重要な 役割を担っています。
- ・本市では、予防接種法に基づき各種予防接種を実施しており、集団接種のほか、医療機関で個別接種ができるように するなど接種体制の充実を図ってきました。
- ・2012 年度 (平成 24 年度) からは、尾張北部圏域での広域予防接種が開始され、さらに、2014 年度 (平成 26 年度) に は愛知県広域予防接種として県内全域に拡大し、接種しやすい体制が整いました。今後も、予防接種に関する正しい 情報の提供と知識の普及、予防接種が受けやすい体制づくりを進めるとともに、費用負担の軽減や新しい予防接種へ の対応などの検討が課題となっています。
- ・新型インフルエンザ等の感染症への対策については、2014年(平成26年)11月に新型インフルエンザ等対策行動 計画を策定しました。平常時からの情報収集や感染防止策の周知、さらに、緊急時に迅速かつ的確な対応をとること ができるように体制を強化し、関係機関や関係部署とのネットワークの確立に努め、市民の安全確保を図ることが重 要です。

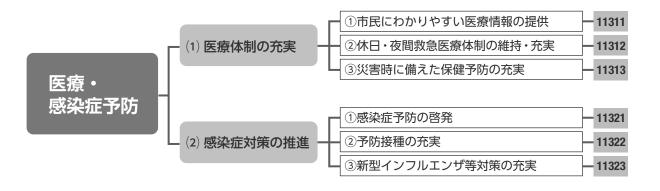
施策がめざす将来の姿

- ●日常的な健康管理や身近に受診できる「かかりつけ医※」があります。
- ●必要な予防接種を安全に安心して受けられる体制が整っています。
- ●感染症の対策に関する情報を身近に得ることができるようになっています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
全个从 术担保	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
医療機関との連携・協力や 医療情報の提供に満足している 市民の割合	67.6 %	73.4 %	72.0 %	77.0 %

施策の体系



施策の内容

(1)医療体制の充実

①市民にわかりやすい医療情報の提供

日常的な健康管理による疾病予防や病気の早期発見・治療、また、安心して医療が受けられるよう、かか りつけ医の必要性や適正な医療機関での受診の啓発を図ります。また、各種健診時や広報紙、ホームペー ジ等を利用して、市内や近隣市町の医療機関、救急医療や小児救急外来についての情報をわかりやすく提 供するよう努めます。

②休日・夜間救急医療体制の維持・充実

市民が安心して救急医療を受けられるように、市内や近隣市町の医療機関と連携・協力し、休日・夜間救 急医療体制の維持・充実に努めます。

③災害時に備えた保健予防の充実

災害発生時に感染症のまん延防止対策や被災者の健康管理を迅速・的確に対応できるよう、平常時から の情報収集や災害時に備えた保健所等との連携強化に努めます。

【主要事業】

- ◆休日急病診療所事業
- ◆休日歯科診療

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半位肥泉の成未相保	2010年度(平成22年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
休日急病診療所を知っている 市民の割合	85.2 %	90.7 %	92.0 %	98.0 %
かかりつけ医をもっている 市民の割合	66.5 %	62.9 %	70.0 %	80.0 %



第2節 市民福祉

高齢者福祉・介護保険

(2)感染症対策の推進

①感染症予防の啓発

感染症に対して、市民の安全確保や感染予防を図るために平常時から情報収集と迅速な情報提供の体制 づくりに努めます。エイズ、結核などの感染症や食中毒の予防とまん延防止のため、引き続き広報紙、ホー ムページ等で正しい知識の普及を図ります。

②予防接種の充実

予防接種に対する意識向上のため、予防接種の有効性や安全性などについての正しい知識の普及と情報 提供に努めます。また、広域による予防接種の充実など接種しやすい体制を整えるとともに、予防接種の 費用負担の軽減や新しい予防接種についての対応を検討するなど、予防接種の充実に努めます。

③新型インフルエンザ等対策の充実

新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき、実践的なマニュアルの作成や継続的な訓練の実施に努め ます。

【主要事業】

- ◆予防接種事業
- ◆新型インフルエンザ等対策事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
中 世 旭 東 ひ 川	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
予防接種の接種率 (三種混合*、麻しん・風しん混合、ポリオ、BCG)	93.0 %	83.1 %	95.0 %	_
予防接種の接種率 (四種混合*、麻しん・風しん混合、BCG)	_	96.6 %	_	98.0 %

関連する計画・条例

- ■健康いわくら 21 (第 2 次) (平成 25 年度~平成 34 年度)
- ■岩倉市地域防災計画(昭和58年7月策定)
- ■岩倉市新型インフルエンザ等対策行動計画(平成 26 年 11 月策定)

現-状-と-課-題

- ・本市の 2015 年(平成 27 年) 4月の高齢者数は 11,321人、高齢化率*は 23.7%となっており、この 20 年で 3 倍以 上に増加しています。また、同塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年(平成 37 年) には高齢化率は 27.5%に達する と推計されています。
- ・高齢化の進展は元気な高齢者の活動範囲を広げ、スポーツや文化活動などで生き生きと人生を楽しんだり、ボランティ アに参加したりする高齢者が増えています。高齢者の活動を支えるための施設の充実や各種講座の開催、気軽に集える 交流スペースの設置などの環境整備が求められており、多世代交流センターや、老人憩の家がこうした活動の拠点となり ます。また、老人クラブの会員拡大など高齢者の自主的な団体の育成も重要です。
- ・元気なうちは働き続けたいという、高い勤労意欲を持った高齢者も少なくないことから、シルバー人材センターへの 支援など就労支援の充実が必要です。
- ・ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯が急増しており、高齢者の孤立死が発生しています。また、2015年(平成27 年) 4月現在で1,601人いる本市の要介護(支援)認定者*は、その約5割に日常生活での支障を来すような認知症状 が見受けられます。高齢者世帯と認知症高齢者への対応は、高齢者福祉にとって大きな課題となっています。認知 症の予防と理解を深めるために、市民ボランティアであるいわくら認知症ケアアドバイザー会*と連携した啓発や、 認知症施策を推進することが必要です。
- ・また、介護を受けている高齢者への虐待や、悪質商法による被害が発生しており、虐待防止や成年後見制度*の活用な ど、高齢者の尊厳と権利を擁護するための積極的な取組が求められています。
- ・これらの高齢者の課題に対応していくためには、公助とともに地域における共助*の機能を高めることが求められてい ます。第6期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の基本理念にある「いきいきと暮らせる"役立ち感"に満ちた 長寿社会」をめざして、住民同士がお互いに支え合う地域づくりを進めるため、地域の福祉力を高めることが必要です。
- ・介護の社会化を掲げた介護保険制度が始まって15年が経過しました。要介護(支援)認定者は、2015年(平成27年) には高齢者の13.7%を占めています。高齢者人口が増える中で、要介護(支援)認定者は着実に増加することが見込 まれ、介護保険事業の健全な財政運営に努めながら、利用者が必要とするサービスを適切に提供することが必要です。
- ・介護保険制度の改正により2017年(平成29年)4月までに、すべての市町村において新しい総合事業*が開始となり、 要支援者等に対して、地域の実情に応じて住民主体の取組を含めた多様なサービスの整備が課題となっています。ま た、高齢者の生活支援や見守りなど、地域における支え合いの体制づくりを推進していくことが求められています。
- ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、地域包括ケアシステムの構築が求められており、介護サービスだけ でなく、医療や生活支援サービス、住まいを一体的に提供できる仕組みを作っていくことが大きな課題となっています。

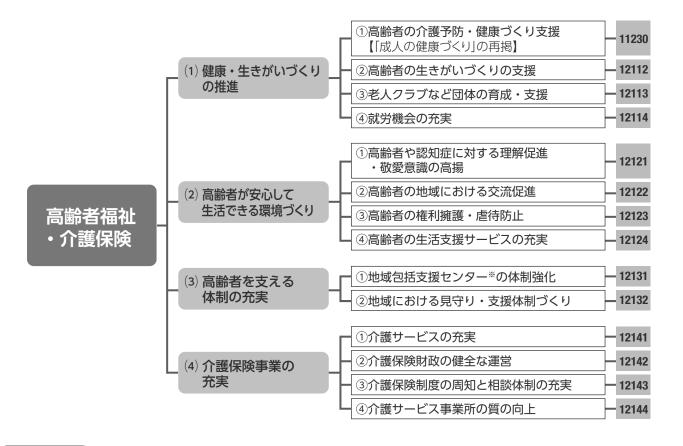
施策がめざす将来の姿

- ●高齢者が尊厳を保ち、健康で生きがいを持って充実した毎日を送っています。
- ●介護保険制度などの公的なサービスと地域の支え合いによって、高齢者が住み慣れた地域で安 心して暮らせるまちになっています。

現状と目標値

甘木出出性	現状値		目標値	
基本成果指標	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
介護保険サービスなどの高齢者 福祉に満足している市民の割合	65.5 %	78.3 %	67.0 %	80.0 %

施策の体系



施策の内容

(1)健康・生きがいづくりの推進

①高齢者の介護予防・健康づくり支援

「成人の健康づくり」の再掲(P38)

②高齢者の生きがいづくりの支援

高齢者の生涯学習活動を支援するため、生涯学習・スポーツ講座等の充実を図ります。また、その活動拠 点として、多世代交流センター・老人憩の家の運営に努めるとともに、生涯学習センターやスポーツ施設な どの利用促進を図ります。

③老人クラブなど団体の育成・支援

高齢者の地域社会への貢献活動や文化・スポーツ等の生きがい活動を推進するため、老人クラブの活動 支援や、高齢者の自主的な団体の育成・支援に努めます。

④就労機会の充実

高齢者が職業経験や技能を生かし、生きがいと健康を目的として働く機会を確保するために、シルバー 人材センターの運営を支援します。また、就労を希望する高齢者に情報を提供するために、ハローワーク など関係機関と連携し、パンフレット等を窓口に設置するなど情報提供に努めます。

【主要事業】

- ◆シニア大学
- ◆老人クラブ連合会等活動事業補助事業
- ◆シルバー人材センター推進事業

【目標指標】

出位施等のは甲杉種	現状値		目標値	
単位施策の成果指標	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
老人クラブ会員数	4,032人	3,456人	4,200 人	4,000 人
シルバー人材センター登録者数	347人	335人	370 人	400 人

(2) 高齢者が安心して生活できる環境づくり

①高齢者や認知症に対する理解促進・敬愛意識の高揚

高齢者や認知症に対する理解促進と敬愛意識の高揚を図るため、いわくら認知症ケアアドバイザー会と 連携し、認知症サポーター養成講座等を実施するなど、地域における高齢者や認知症に関する講座の開催 など学習機会や、学校などと連携して子どもが高齢者と交流する機会の拡充に努めます。

②高齢者の地域における交流促進

高齢者のひきこもりを防止し、社会的に孤立させないため、多世代交流センターや老人憩の家などの活用促 進、社会福祉協議会のふれあい・いきいきサロン*活動支援など、地域における交流の場の充実に努めます。

③高齢者の権利擁護・虐待防止

高齢者を詐欺などの被害から守り、財産管理等を支援するため、地域包括支援センターと連携し、成年後見 制度や日常生活自立支援事業*の周知・啓発、利用促進を図ります。また、虐待を防止するため、広く市民に虐 待に関する知識の普及・啓発を行うとともに、ケアマネジャーなどの関係機関と連携しながら早期発見、早期 対応に努めます。

④高齢者の生活支援サービスの充実

高齢者が安心して日常生活を送ることができるよう、緊急通報システム、生活支援型給食サービス、すこやか タクシー料金助成などをニーズに合わせて見直しながら充実を図ります。

【主要事業】

- ◆緊急通報システム設置事業
- ◆ひとり暮らし老人等生活支援型給食サービス
- ◆高齢者すこやかタクシー料金助成事業
- ◆認知症サポーター養成講座

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半位肥泉の成末相信	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
認知症サポーター養成講座 受講者数	1,642人	4,646 人	2,000 人	8,000人

(3) 高齢者を支える体制の充実

①地域包括支援センターの体制強化

高齢者の総合的な相談・支援を担う地域包括支援センターについては、2 か所目となる地域包括支援セ ンターを新たに設置し、一層の体制・機能強化を図ります。また、介護保険サービスにとどまらない様々な 支援を行うため、地域包括支援センターを中心とした地域ケア会議等により保健・医療・福祉・介護など関 係者の連携を強化し、ネットワークの充実に努めます。

②地域における見守り・支援体制づくり

高齢者が安心して生活できるまちづくりを進めるため、ひとり暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯等の実態を把握 し、民生委員・児童委員をはじめ地域住民による見守りや生活を支える地域福祉活動を推進します。また、支援 が必要な高齢者の情報が、市や地域包括支援センターなどの関係機関へ迅速に伝わるシステムを構築します。

【主要事業】

- ◆地域包括支援センター委託事業
- ◆ひとり暮らし高齢者等実態把握事業
- ◆高齢者地域見守り事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半世旭來970次未招信	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
ひとり暮らし高齢者等の 実態把握調査実施件数	430 件	1,597 件	1,500 件	2,500 件
見守りをするひとり暮らし 高齢者等の数	498 世帯	584 世帯	1,000 世帯	700 世帯

(4)介護保険事業の充実

①介護サービスの充実

必要な時に必要な介護サービスが受けられるよう、介護サービスの利用者の意向や動向の把握に努め、地 域密着型サービス*など介護サービスの充実を図ります。また、介護保険制度の改正による新たなサービス や事業に関して、調査・研究を行い、適切なサービス等の提供に努めます。

②介護保険財政の健全な運営

介護保険制度の安定的な運営を確保するため、ケアプランの点検などの介護給付適正化事業に取り組みま す。また、介護保険事業計画の定期的な見直しによる適正な介護保険料の設定や高齢者保健福祉計画等推進 委員会による計画の進行管理を行い、介護保険財政の健全化に努めます。

③介護保険制度の周知と相談体制の充実

介護保険制度についての理解を促進するために、新しい被保険者などを対象に幅広く制度の周知を行い、介 護サービスが適切に利用されるように努めます。また、市や地域包括支援センターにおいて高齢者の様々な 相談に対応するとともに、家族介護者への支援が行えるように体制の充実を図ります。

④介護サービス事業所の質の向上

介護サービス事業所の質の向上を図るため、指導監督権限を有する市が地域密着型サービス事業所の指 導、監査を行います。また、介護サービス事業所の第三者機関による外部評価結果の活用や介護相談員の派 遣事業を行います。

【主要事業】

- ◆岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定
- ◆介護給付適正化事業

【目標指標】

 単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半世紀ペクス未担保	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
地域密着型サービス事業所数	5 事業所	6 事業所	7 事業所	9 事業所

| 関|| 連|| す|| る|| 計|| 画|| ・ || 条|| 例|

- ■第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(平成27年度~平成29年度)
- ■岩倉市介護保険条例
- ■岩倉市在宅ねたきり老人等介護者手当支給条例

2 子育て・子育ち支援

現-状-と-課-題

- ・少子化や核家族化が進行する一方で、働く女性の増加や就労形態の多様化など、社会環境が大きく変化する中で、子 どもを育て、子どもが育つ環境において、新たな課題が生まれています。
- ・本市では、保育園の待機児童の解消や、幼保の連携を図るため、子ども・子育て支援法の施行に合わせて、2014年度 (平成 26 年度)に、子ども・子育て支援事業計画を策定するとともに、私立保育園の開設や私立幼稚園の認定こども 園*への移行を支援してきました。今後は、さらに教育・保育の一体的な利用が図られるように連携を進め、特色あ る子育てサービスの充実に努める必要があります。
- ・また、公立保育園では施設の老朽化が進み、建替えを含めた計画的な施設改修が課題となっています。
- ・児童の健全育成では、児童福祉法の改正により、放課後児童クラブの小学校6年生までの受入れや、放課後子ども教 室との連携など、新たな課題が生まれています。
- ・2009 年(平成 21 年) 1月に制定した子ども条例では、子どもの権利を尊重し、子どもにやさしいまちになることを 宣言しています。この条例を実効性のあるものとするため、2013年度(平成25年度)には、子ども行動計画を策定 しました。今後は、行動計画の施策を推進する必要があります。
- ・核家族化や地域コミュニティの弱体化に伴い、家庭や地域における教育能力の低下が問題視されています。こうし た中、育児家庭の孤立化の進行などにより児童虐待が社会問題化しているため、育児不安の解消や児童虐待の防止に 努める必要があります。
- ・増加傾向にあるひとり親家庭が、安定した家庭生活を送れるような支援策の充実が求められています。

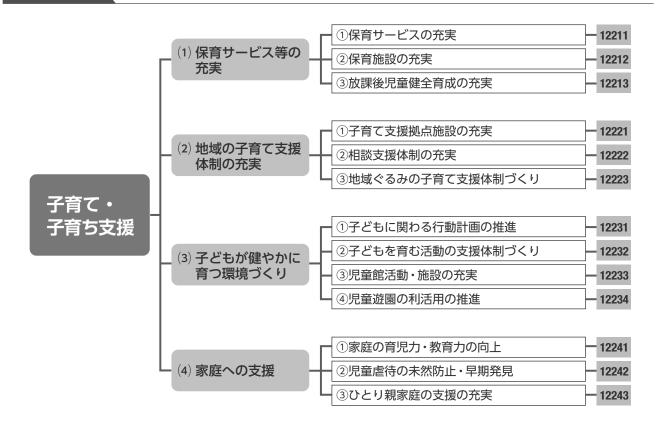
施策がめざす将来の姿

- ●地域や子育てに関わる機関が連携し、子育てに安心感が持て、すべての子どもたちが健やかに 育つまちになっています。
- ●すべての市民が子どもの権利を尊重し、子どもたちも地域社会の一員として生き生きと行動し ています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
至中以未拍惊 	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
幼い子どもを育てる所として "良い"と思う市民の割合	36.2 %	24.0 %	38.0 %	40.0 %
子育て支援や相談など児童福祉 に満足している市民の割合	67.6 %	74.3 %	70.0 %	77.0 %

施策の体系



施策の内容

(1)保育サービス等の充実

①保育サービスの充実

要望の高い0歳児保育の定員拡大を図るための小規模保育事業所の開設や、保護者の利便性を高めるた めの保育園送迎ステーションなど、新たな事業に取り組むとともに、一時保育、病児保育、休日保育などの 保育サービスの充実に、引き続き努めます。また、公立保育園と私立の保育園・認定こども園における、保 育の適切な利用調整の実施や交流を推進します。

②保育施設の充実

保育環境の向上のための幼児室への空調機の増設や、老朽化している施設について、計画的な改修に努 めます。

③放課後児童健全育成の充実

子どもが豊かな放課後を過ごせるようにするため、小学校6年生までの受入れを、順次、可能な学年から進 めるとともに、国の放課後子ども総合プランに基づき、放課後子ども教室との連携の研究に取り組みます。

【主要事業】

- ◆子ども・子育て支援事業計画推進事業
- ◆保育園施設整備事業
- ◆放課後子ども総合プラン検討事業

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半世旭泉の八久木相宗	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
3歳未満児保育の受入児童数	184人	197人	200人	280人
保育園の耐震化率	28.6 %	100.0 %	100.0 %	100.0 %

(2)地域の子育て支援体制の充実

①子育て支援拠点施設の充実

乳幼児を子育て中の親子の交流や育児支援の場として設置している子育て支援センターや、多世代交流セン ターさくらの家、生涯学習センターの子どもルーム、認定こども園などの子育て支援施設が連携し、地域の親子 の居場所づくりを進めます。

②相談支援体制の充実

保護者の子育ての悩みや不安に対応するため、保健センターや保育園、幼稚園、児童館、子育て支援施設な どが連携して、気軽に相談できる体制づくりと子育て支援に関する情報提供の充実に努めます。また、利用者 支援事業の実施により、適切な保育サービスの情報提供や相談・助言等を行うとともに、関係機関との連携に 努めます。

③地域ぐるみの子育て支援体制づくり

地域ぐるみで子育てを進めていく意識を醸成するため、各種行事などを通じて地域の人たちが子どもたちと 関わりを持てるような機会づくりに努めます。ファミリー・サポート・センター*の会員拡大や、子育てサーク ル、子育てボランティアの育成など、地域ぐるみの子育て支援体制づくりに努めます。

【主要事業】

◆子育て支援拠点事業

◆ファミリー・サポート・センター事業

【日標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半世紀泉の成未相保	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
子育て支援施設利用者数	6,060人	10,036 人	13,000 人	13,000 人
ファミリー・サポート・センター 会員数	262人	299 人	300 人	330 人

(3)子どもが健やかに育つ環境づくり

①子どもに関わる行動計画の推進

子ども行動計画に基づき、子どものための居場所づくりや施設の活用など、具体的な施策を推進します。

②子どもを育む活動の支援体制づくり

子ども会活動やボランティア活動などをはじめとして、子どもたちが自主的に地域社会に参画できる仕組み をつくるよう努めます。

③児童館活動・施設の充実

遊びを通じて子どもたちに様々な体験を与える活動を行うとともに、多世代交流など地域の人たちとの関わ りを深め、児童館の身近な地域の施設としての役割を充実します。特に、中高生の居場所としての活用が図れ るように検討を進めます。

4児童遊園の利活用の促進

地域の児童遊園を子どもたちの身近な遊び場として有効活用を図るとともに、その管理については、地域と 連携し、清掃等の環境整備に努めます。

【主要事業】

◆子ども行動計画推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標		現状値		目標値	
	半位肥泉の成未相保	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
	児童館利用者数 (7 館平均)	1,380人	1,986人	1,600人	2,000人

(4)家庭への支援

①家庭の育児力・教育力の向上

夫婦が共に育児に関わるように、保健センターや子育て支援センターなどにおいて、夫婦で参加できるセミ ナーや育児体験発表会、親子教室など家庭の教育力を高めるための情報交換や学習の機会拡充を図るととも に、子育ち・親育ち事業の推進等により、妊娠や育児、親の役割などの知識の普及に努めていきます。

②児童虐待の未然防止・早期発見

家庭児童相談室と学校、保育園、保健センターなどが連携し、児童虐待の早期発見に取り組むとともに、保健 事業と連携した児童虐待防止の啓発、発生予防に努めます。また、民生委員・児童委員の協力で実施している 赤ちゃん訪問事業*を推進し、地域ぐるみの見守りを強化します。

③ひとり親家庭の支援の充実

父子家庭を含むひとり親家庭の自立の促進を図るため、就労相談や貸付制度の紹介などの相談・情報提供 体制を強化するとともに、日常生活支援事業*を通して、きめの細かい支援を実施します。



第2節 市民福祉

3 障害者(児)福祉

【主要事業】

- ◆家庭児童相談
- ◆母子・父子家庭自立支援事業
- ◆赤ちゃん訪問事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
単位旭泉の成未相信	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
子育て支援講習会受講者数	310人	844 人	520 人	900 人
ひとり親家庭年間相談件数	260 件	265件	300件	320 件



- ■岩倉市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度~平成 31 年度)
- ■岩倉市子ども行動計画(平成 25 年度~平成 29 年度)
- ■岩倉市子ども条例

現状と課題

- ・障害者自立支援法が 2006 年(平成 18 年)に施行され、身体・知的・精神の三障害の福祉サービスの一元化と自己選 択の尊重、市町村がサービス提供の主体となる仕組みへと大きく変化しました。
- ・この法律は、障害ごとの格差を解消するという積極的な面を持ちながら、応益負担による障害者への経済的負担が大 きな問題となり、2013年(平成25年)4月から、地域における共生社会を実現するために、日常生活、社会生活の支 援について、総合的かつ計画的に行うことを基本理念とする「障害者総合支援法」*に改正されました。
- ・本市における障害者手帳の所持者の内訳は、身体障害が最も多く、知的障害、精神障害は、同数程度で推移しています。 各手帳の所持者数は増加傾向にあります。
- ・障害者の地域での自立した生活を支えるために、相談支援体制や障害福祉サービスの充実、障害者を乳幼児期から一 貫して支援するシステムづくりが求められています。そのためには、教育、保健、医療、福祉などの関係者によるネッ トワークを構築し協働して推進していくことが重要であり、地域の障害者福祉に関して、地域自立支援協議会*が中 核的役割を果たすことが期待されています。
- ・本市では、2014年度(平成26年度)には、障害福祉サービスの利用計画を作成する計画相談事業所が2か所開設されま した。今後、一般的な相談支援事業に加え、基幹相談支援センターなどの整備による相談支援体制の強化が求められて います。また、市町村障害福祉計画にかかる国の指針により、「地域生活支援拠点」*の整備が必要とされています。
- ・本市では、子ども発達支援施設「あゆみの家」を中心に乳幼児期の療育に取り組んでいます。 社会福祉法人いわくら福 祉会では、生活介護事業所*やグループホームを、社会福祉法人尾北しらゆり福祉会では、就労継続支援B型事業所*を 運営しており、継続した支援が必要です。また、障害者や家族の団体の育成・支援も求められています。
- ・障害に対する理解を深めるために、人権研修会や生涯学習講座を開催しています。また、社会福祉協議会では、小中 学校での福祉実践教室、ボランティア養成講座も実施しています。障害者が住み慣れた地域で安心して生活できる よう、地域住民のノーマライゼーション*の理解促進のための福祉教育を今後も充実させていくことが重要です。
- ・障害者の社会参加をさらに進めるために、公共施設や道路のバリアフリー*化などの基盤整備や、障害者や家族、地域 住民が交流できる場づくりの充実が求められています。

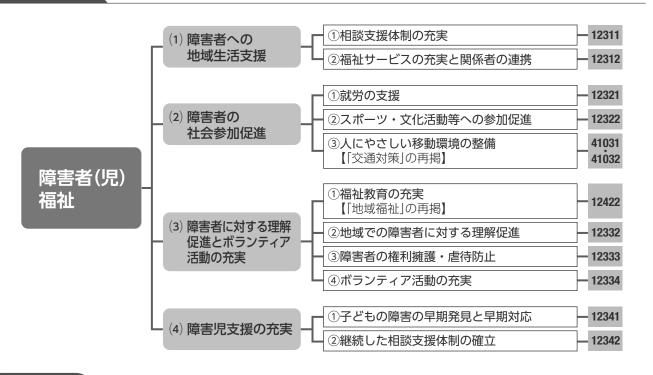
施策がめざす将来の姿

- ●障害のある人が、その能力や状況に応じた必要なサービスや支援を受け、安心して生活してい ます。
- ●障害のある人もない人も、お互いに人格と個性を尊重し、住み慣れた地域で暮らしています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
至平/ 以 未担信	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
生活・自立支援など障害者(児) 福祉に満足している市民の割合	75.7 %	76.8 %	77.0 %	80.0 %

施策の体系



施策の内容

(1) 障害者への地域生活支援

①相談支援体制の充実

身体・知的・精神それぞれの障害の相談に対応できるように、相談支援事業所や基幹相談支援センター の設置などによる相談支援体制の充実を図るとともに、関係機関との連携を強化し、適切な相談支援を実 施します。

②福祉サービスの充実と関係者の連携

障害者が安心して地域での生活を送ることができるよう、障害者計画等の見直しを行い、障害福祉サー ビスの充実を図ります。また、教育関係者、保健関係者、サービス提供事業者、障害者関係団体などで構成 する地域自立支援協議会を中心として関係者との連携を強化し、障害者の支援を充実します。

【主要事業】

- ◆相談支援事業
- ◆手話通訳設置事業
- ◆手話通訳·要約筆記派遣事業
- ◆手話奉仕員養成講座

【目標指標】

単位施策の成果指標		現状値		目標値	
	単位加束の成業指標 	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
	グループホームの入所者数	6人	13 人	11 人	16 人

(2) 障害者の社会参加促進

①就労の支援

ハローワーク、障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターと連携し、雇用の促進や就労、職業定着 に関する相談支援を実施します。また、商工会などを通じて、地域の障害者雇用に対する理解促進に努めます。

②スポーツ・文化活動等への参加促進

障害者がスポーツや文化活動に親しめる機会を拡大するため、社会福祉協議会による社会参加事業の企画 運営や障害者団体が行う自主的なレクリエーション・交流活動に対する支援に努めます。

③人にやさしい移動環境の整備

「交通対策 | の再掲 (P134)

【日標指標】

単位施策の成果指標	現物	現状値		目標値	
半世紀束の人人木相信	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)	
障害者のスポーツ・文化行事への 参加者数	278人	651 人	310人	700人	

(3) 障害者に対する理解促進とボランティア活動の充実

①福祉教育の充実

「地域福祉 I の再掲 (P59)

②地域での障害者に対する理解促進

障害者が地域で安心して暮らしていけるよう、地域の行事に障害者も共に参加する機会づくりを通して、地 域住民の障害者への理解を促進します。

③障害者の権利擁護・虐待防止

障害者の権利や財産を守るため、社会福祉協議会と連携し、成年後見制度*や日常生活自立支援事業*の周 知・啓発、利用促進を図ります。また、障害者への虐待を防止するため、家族のストレス緩和のための支援の 充実を図るとともに、障害者に対する虐待が発生した場合、迅速かつ適切な対応ができるよう関係機関との連 携を図ります。

④ボランティア活動の充実

障害者の日常生活や社会参加への支援が身近に行われるよう、社会福祉協議会と連携して、手話や要約 筆記の講座などを通し、障害者を支援するボランティアの育成に取り組みます。また、支援が必要な障害 者とボランティアをコーディネートする機能を充実させます。

【主要事業】

- ◆福祉講座
- ◆福祉実践教室



単位施策の成果指標	現状値		目標値	
単位肥泉の成未担保	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
障害者支援に関する ボランティア登録者数	138人	92 人	150 人	120 人

(4) 障害児支援の充実

①子どもの障害の早期発見と早期対応

乳幼児健康診査などを通して乳幼児の障害の早期発見に努めます。また、早期対応を図るため、専門機関 等と連携しながら、適切な相談・指導に努めるとともに、あゆみの家を中心とした療育体制の充実を図ります。

②継続した相談支援体制の確立

障害のある子どもと親が、その障害の程度や特性、成長段階に応じて適切な支援が継続して受けられるよう にするため、サポートブックの活用など保育園や学校等の関係機関との連携を密にした相談支援体制の強化に 努めます。

【主要事業】

- ◆乳幼児健康診査、乳幼児健康相談、こども発達相談、健康診査事後指導教室
- ◆あゆみの家児童発達支援事業
- ◆サポートブック支援事業

関連する計画・条例

- ■第4期岩倉市障害者計画(平成25年度~平成29年度)
- ■第4期岩倉市障害福祉計画(平成27年度~平成29年度)
- ■岩倉市「人にやさしい街づくり」計画(平成8年3月策定)
- ■岩倉市地域福祉計画(平成 25 年度~平成 29 年度)
- ■岩倉市子ども・子育て支援事業計画(平成 27 年度~平成 31 年度)
- ■岩倉市ユニバーサルデザイン振興指針(平成 16 年 4 月策定)

現-状-と-課-題

- ・だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、同じ地域で暮らす住民同士が支え合い、助け合えるような 地域福祉の推進に努める必要があります。
- ・核家族化の進展や少子高齢社会の到来などで、社会構造は大きく変化しています。また、個人の価値観の多様化やプ ライバシーへの配慮が加わり、地域の人々の関わりやつながりが薄れ、地域の「共助」*の仕組みが弱体化しています。
- ・一方、地域においては、高齢者や障害者など社会的に弱い立場にある人たちへの支援だけでなく、虐待、ひきこもり、 認知症、孤立死といった課題が新たに加わり、子どもから高齢者に関することまで様々な地域福祉ニーズが存在して います。
- ・本市では、従来から、社会福祉協議会や民生委員・児童委員による活動と合わせて、子ども会や婦人会、老人クラブ、い わくら認知症ケアアドバイザー会*などによる市民の自主的な活動が活発に展開されています。
- ・地域福祉の推進には、住民等の主体的参加が不可欠です。そこで、2012年度(平成24年度)には、住民や地域福祉に 関わる専門職、ボランティア団体、社会福祉協議会との協働により地域福祉計画*を策定しました。
- ・団塊の世代が定年を迎え、地域に戻りつつある現在、生活の拠点である地域を基礎に、住民がお互いに支え合うまち をめざして、地域コミュニティを活性化し、地域活動が積極的に展開されるための意識啓発や地域の福祉力を高める ための仕組みづくりが重要です。
- ・多様化・個別化した地域福祉ニーズに対応するためには、地域福祉の中心的な役割を担う社会福祉協議会の機能強化 が必要です。また、地域福祉計画を推進するなかで、住民が主体となった地域福祉活動の推進、行政や社会福祉協議 会、専門機関と住民とのネットワークづくりの推進が求められています。
- ・2013 年度(平成 25 年度)には、災害対策基本法の一部が改正され、地域や防災関係機関、福祉関係機関等と連携し、 要配慮者*に対する防災・避難体制の整備、支援策の充実を図ることが求められています。

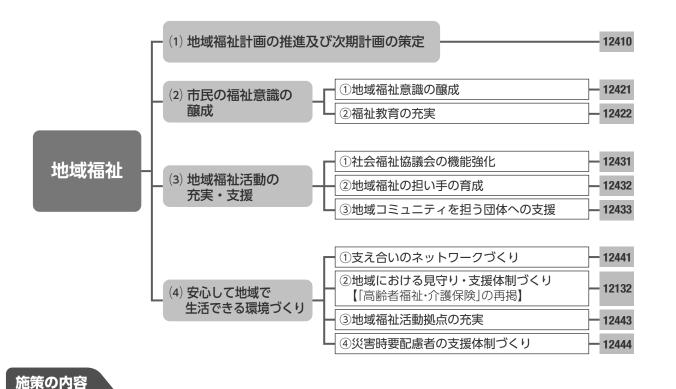
施策がめざす将来の姿

●住民同士のつながりが深まり、互いに支え合い、困った時には助け合えるようなまちになって います。

現状と目標値

基本成果指標	現場	犬値	目相	票値
至平 以未 担惊	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
市民同士の助け合いによる 地域福祉活動に満足している 市民の割合	75.9 %	78.8 %	77.0 %	80.0 %
ひとり暮らしや心身に障害がある 状態になった時の相談相手や 助け合ったりする友人・知人がいる 市民の割合	48.7 % (H22)	48.2 % (H26)	55.0 %	60.0 %

施策の体系



(1)地域福祉計画の推進及び次期計画の策定

地域福祉を総合的に推進するため、市民や地域福祉に関わる専門職、ボランティア団体、社会福祉協議会と 協働し連携して、地域福祉計画の具体的な施策を推進します。また、多様化・個別化した地域福祉課題に対応 するため、次期計画では地域性を考慮した計画づくりを目指します。

【主要事業】

- ◆第2期地域福祉計画策定
- ◆地域福祉計画推進事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半四肥泉り八人木相信	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
地域福祉計画策定	_	第1期策定済 (H24)	策定	第2期策定

(2)市民の福祉意識の醸成

①地域福祉意識の醸成

地域への関心を高め、住民同士のつながりを深めるため、盆おどりやスポーツ行事など地域住民が交流でき るイベントの開催や日頃の声かけなどの活動を進め、地域における支え合い、助け合いに住民が積極的に参加 する土壌を醸成します。

②福祉教育の充実

高齢者や障害者などに対する理解促進のため、社会福祉協議会との連携により小中学校で開催する福祉実 践教室をはじめ、人権研修会等の福祉講座や認知症サポーター養成講座などを積極的に開催し、すべての世 代にわたる福祉教育を推進します。

【主要事業】

- ◆福祉講座
- ●福祉実践教室

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
福祉講座・福祉実践教室等の 参加者数	1,137人	1,337人	1,300 人	1,500 人

(3)地域福祉活動の充実・支援

①社会福祉協議会の機能強化

社会福祉協議会が地域福祉の中心的な役割を果たせるように、人材の育成や組織の充実など活動を進める ための支援を行います。

②地域福祉の担い手の育成

地域のリーダーとなる人材や新しく福祉活動に参加する担い手を発掘するため、福祉講座やボランティア養 成講座の開催などにより、多様な人材の育成に取り組みます。また、ボランティア団体の活動を社会福祉協議 会と一体となって支援します。

③地域コミュニティを担う団体への支援

地域コミュニティの中心的役割を果たす行政区等や民生委員・児童委員協議会の育成と活動支援を行いま す。また、子ども会、婦人会、老人クラブをはじめ、地域で活動する団体が活発に活動できるよう支援します。

【主要事業】

- ◆ボランティア養成講座
- ◆地域福祉担い手育成事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半位肥泉の成未拍標	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
社会福祉協議会に登録している ボランティア団体の会員数	1,174人	1,576 人	1,400 人	1,600 人
ボランティア養成講座受講者数	23人	26 人	45 人	65 人

第3節 社会保障

1 福祉医療

①支え合いのネットワークづくり

支援が必要な人を地域で支え合うことができるように、社会福祉協議会を中心として、民生委員・児童委 員、行政区等や、福祉・保健・医療などの関係者との重層的なネットワークづくりに取り組みます。

②地域における見守り・支援体制づくり

「高齢者福祉・介護保険」の再掲(P46)

③地域福祉活動拠点の充実

地区の公会堂などを地域福祉活動の拠点として位置付け、活用を図ります。また、まちの縁側づくり事業を 推進し、地域住民が気軽に集える場づくりに努めます。

4災害時要配慮者の支援体制づくり

災害時に備え、災害時要配慮者やその家族に対する防災意識の高揚に努めるとともに、災害発生時における 地域での救護活動が円滑に行われるようにするための体制づくりを進めます。また、災害時要配慮者が適切 な避難生活を送れるようにするため、避難所の環境整備を図るとともに、地域の社会福祉施設が福祉避難所と して活用できるように努めます。

【主要事業】

- ◆まちの縁側づくり事業
- ◆災害時要配慮者支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
半世紀次の成末相保	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
まちの縁側の数	4 か所	7 か所	10 か所	15 か所
福祉避難所数	_	2 か所	2 か所	4 か所

関連する計画・条例

- ■岩倉市地域福祉計画(平成 25 年度~平成 29 年度)
- ■第6期岩倉市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(平成27年度~平成29年度)
- ■第4期岩倉市障害者計画(平成25年度~平成29年度)
- ■岩倉市市民活動支援計画(平成14年6月策定)
- ■岩倉市地域防災計画(昭和58年7月策定)

現状と課題

- ・福祉医療費支給事業は、高齢者、障害のある人、子ども及び母子・父子家庭に対する福祉増進を図るための制度として 重要な役割を担っています。
- ・本市では、県の制度を基準に、子ども医療費や障害者医療費、後期高齢者福祉医療費については、市の負担により対象 を拡大して福祉医療制度の充実を図っています。
- ・子ども医療費など福祉医療制度の拡大に関しては、今後も要望が高まってくることが考えられますが、市単独事業で 対応するには市の財政状況からも影響が大きく、国・県による対応が求められます。

施策がめざす将来の姿

●高齢者や障害のある人、子どもや母子・父子家庭の人たちが、安心して医療を受けることがで き、健康に暮らしています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
至 中以未担惊	2008年度(平成20年度)	2013年度(平成25年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
子ども、障害者等の医療費の 助成に満足している市民の割合	68.4 %	74.6 %	70.0 %	72.0 %

施策の体系

13110 (1) 福祉医療制度の充実 福祉医療 (2) 福祉医療制度の周知と適正化 13120

第3節 社会保障

2 低所得者の生活支援

(1)福祉医療制度の充実

近隣市町の動向や社会情勢を考慮しながら、福祉医療制度の充実に努めます。また、制度の充実について 国・県に要望します。

【主要事業】

- ◆後期高齢者福祉医療費支給事業
- ◆障害者医療費支給事業
- ◆子ども医療費支給事業
- ◆母子·父子家庭医療費支給事業

(2)福祉医療制度の周知と適正化

支援が必要な人を的確かつ適切に支援するために、関係部署との連携を密にして、対象者の正確な把握と 制度の周知徹底に努めます。また、福祉医療制度を維持していくため、制度の適正な運用に努めます。

- 関連する計画・条例
- ■岩倉市障害者医療費支給条例
- ■岩倉市子ども医療費支給条例
- ■岩倉市母子・父子家庭医療費支給条例

- ・生活保護制度は、憲法の定める「健康で文化的な最低限度の生活」を保障する制度として、生活の困窮の程度に応じて 必要な保護を行い、自立を助長することを目的としています。
- ・この制度を、最後のセーフティネットとして機能させるために、保護を必要とする人たちの的確な把握に努めること が重要です。また、近年の雇用情勢の変化の中では生活保護制度だけでは支えられなくなっているため、2015年(平 成 27年) 4月から施行された生活困窮者自立支援法*により、生活困窮者の様々な状況を把握し必要に応じた支援を していくことが大切です。
- ・2008年(平成20年)秋の世界的な金融危機の影響で、職を失う人が激増し、同年末から生活保護の申請や相談件数 が急増しました。その結果、同年9月の被保護世帯数は164世帯でしたが、2010年(平成22年)4月には260世 帯となりました。その後も緩やかな増加傾向が続き 2015 年(平成 27 年) 4月の被保護世帯数は 332 世帯となっ ています。
- ・被保護世帯の状況をみると、高齢者世帯が 57%、障害者・傷病者世帯が 31%と自立が困難な世帯が大部分を占めて います。高齢や病気で経済的自立が困難な人たちが尊厳を持った生活が送れるように、規則正しい生活の確立や社 会貢献活動への参加などの支援が求められています。
- ・被保護世帯に対しては、定期的な家庭訪問と適切な指導・助言を行いながら支援を進めていくことが必要であるため、 ケースワーカー*の資質向上と支援体制の充実を図る必要があります。
- ・また、就労が可能な人たちには、自立に向けた最大限の支援を行わなければなりません。本市では、2009年(平成 21年)から就労支援員を配置しました。今後は、ハローワークなど関係機関と連携を深めながら、一刻も早く自立生 活に移行できるよう、就労支援プログラム*に基づき、支援を充実させることが必要です。

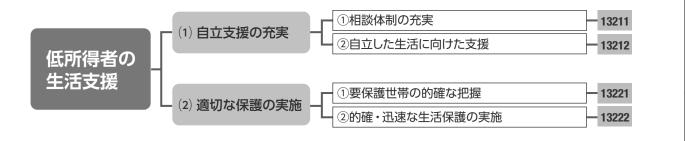
施策がめざす将来の姿

●生活支援の必要な人への適切な経済的支援と自立に向けた支援が行われ、だれもが健康で文化 的な生活を送っています。

現状と目標値

基本成果指標	現状値		目標値	
至中以未相信 	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
就労による自立世帯数	13 世帯	2 世帯	20 世帯	10 世帯

施策の体系



第3節 社会保障





施策の内容

(1)自立支援の充実

①相談体制の充実

生活困窮者自立支援法による自立相談支援事業で設置した生活自立支援相談室を活用し、生活に困った ときに速やかに相談が受けられるよう相談体制の充実に努めます。また、相談者に応じた支援方法等の適 切なアドバイスができるように、主任相談支援員、ケースワーカーの資質向上を図ります。

②自立した生活に向けた支援

被保護者が自立した生活を送ることができるよう、ケースワーカーによる家庭訪問等により、被保護世 帯の状況を把握し、適切な支援に努めます。また、ハローワークと密接な連携をとり、就労支援員を中心と した就労支援プログラムによる就労支援に取り組みます。

【主要事業】

- ◆生活相談
- ◆就労支援員設置事業
- ◆生活困窮者自立相談支援事業
- ◆子どもへの学習支援事業

【目標指標】

単位施策の成果指標	現状値		目標値	
	2009年度(平成21年度)	2014年度(平成26年度)	2015年度(平成27年度)	2020年度(平成32年度)
生活保護受給者のうち就労者数	14人	12人	30人	15人

(2)適切な保護の実施

①要保護世帯の的確な把握

生活困窮者への適切な対応をしていくために、関係部署との情報共有や民生委員・児童委員との緊密な 連携により、保護を必要としている世帯の的確な把握に努めます。

②的確・迅速な生活保護の実施

生活保護の申請者には、複数の職員が面接して問題点を的確に把握し、査察指導員、ケースワーカーによ るケース検討会議や生活保護の受給要件に必要な各種調査により、迅速な処遇決定と保護開始に努めま す。また、生活保護期間内においても、必要な調査により保護要件の確認を行います。

- 現- 状-と-課-題

- ・国民健康保険は、国民皆保険制度を維持する基盤的役割を果たしています。 しかしながら、高齢化の進行、高度な医 療の普及等による医療費の増大や、低所得者が多く加入するなど構造的な問題があることから、事業運営は非常に厳 しいものとなってきています。
- ・本市では、コンビニエンスストアで保険税が納付できるようにするなど、納税の利便性の向上に努めてきました。

3 公的医療保険・年金

- ・また、生活習慣病*の予防を目的とした特定健康診査*や特定保健指導*が2008年度(平成20年度)から保険者に義 務付けられたことに伴い、健診事業を行うとともにその受診率の向上に努めています。
- ・しかし、現在、市町村単位で国民健康保険制度を運営していくことは、非常に厳しい状況となってきています。今後、 国民健康保険制度を国民皆保険制度として維持していくために、国の方針として公費の投入により財政基盤を強化 するとともに、2018年(平成30年)から財政運営の責任主体を都道府県に移行し、広域的な事務として事業運営の 安定化を図ることとなっています。
- ・2010年(平成22年)1月1日から社会保険庁が廃止になり、日本年金機構が新たに設立されました。これまでの公 的年金の運営業務は同機構が引き継ぎ、本市では、各種届出の受理等の事務を法定受託事務として引き続き行ってい
- ・消えた年金記録問題以来、市民の年金に関する意識が高まっており、年金事務所が行う年金出張相談には多くの相談 があります。しかし、2010年度(平成22年度)からは、それまでの毎月1回の開催から隔月開催となっているため、 関係機関に相談業務の充実を要請していく必要があります。
- ・団塊の世代が国民年金加入期限である60歳を迎えるなど、被保険者数が減少しています。また、雇用環境の悪化に よる保険料の滞納や、若い世代の保険料納付への意識が希薄化しており、納付率も低迷していましたが、収納対策強 化により徐々に回復しています。また、年金制度の将来の不安を原因とした未加入者も減少傾向にありますが、今後 も国民年金制度の一層の周知が必要です。

施策がめざす将来の姿

- ●安定した医療保険制度の下で、安心して医療を受けられるまちになっています。
- ●老後も健康で安心して暮らせるまちになっています。

施策の体系

